

西日本総合展示場・北九州国際会議場にかかる利用条件について

福岡県に対する緊急事態措置解除に伴う、北九州市の「公共施設・市主催イベント開催に関する方針について」を受けて、西日本総合展示場・北九州国際会議場にかかる利用条件について、次のとおり改定いたします。

- 令和3年10月1日(金)より、新規利用受付を再開します。
- イベント定員数： 国及び福岡県の方針を踏まえ、利用条件のとおりに従います。

【対象期間】 令和3年10月30日(土)まで

【対象施設】 西日本総合展示場(新館・本館)、北九州国際会議場

<利用条件>

1. 利用者数の制限

- ・最大定員は原則として下記のとおりとなります。
イベント・催事については5,000人、または収容定員のいずれか小さい方とします。但し、大声での歓声、声援等が想定される場合は収容定員の50%以内とします。
- ・飲食を伴うイベントは「大声での歓声、声援が想定される」と取り扱います。但し、
映画館等(飲食を伴うものの発生がないもの)における感染防止策
の条件がすべて担保される場合に限り、「大声での歓声、声援がないもの」として取り扱うこととします。
- ・当施設(展示場・会議室)の最大定員については、
別紙1:西日本総合展示場・北九州国際会議場/最大定員数
のとおりとなります。
- ・最大定員は主催者側の人数も含めます。
- ・最大定員は、同時に利用する人数とします。
- ・今後のウイルスに対する知見の集積及び各地域の感染状況を踏まえて、見直すことがありますのでご注意ください。

2. **別紙2:会議室・展示場施設における感染防止対策の徹底について【チェックリスト】**

- の確認及び誓約をいただきます。
- ・「基本的感染症対策」及び「新しい生活様式の実践例」に基づき、利用者にて十分な感染症対策への取り組みを行っていただくことが施設利用の条件となります。